

令和6年度川崎市地域包括支援センター運営協議会（臨時） 次第

日時 令和6年5月27日（月）13時～15時

会場 川崎市役所新本庁舎会議室2階ホール

議事

- （1）いこい元気広場事業について（資料1）
- （2）指定介護予防支援事業者の指定について（資料2）（資料2別紙）
- （3）指定介護予防支援事業者の対象拡大に伴う利用契約手続きの整理等について（資料3）
- （4）地域包括支援センターの体制整備について（資料4）
- （5）今後の審議に向けた論点

資料1……川崎市一般介護予防事業「いこい元気広場事業」実施委託について

資料2……指定介護予防支援事業者の指定について

資料2別紙…指定介護予防支援に係る内定申請のあった居宅介護支援事業所の一覧

資料3……指定介護予防支援事業者の対象拡大に伴う利用契約手続きの整理等について

資料4……第9期かわさきいきいき長寿プラン地域包括支援センターの体制整備

川崎市地域包括支援センター運営協議会

	氏 名	性別	所 属 団 体 等
1	朝 倉 敏 文 委 員	男	市民公募
2	原 田 俊 隆 委 員	男	川崎市医師会 副会長
3	宇 井 敬 委 員	男	川崎市薬剤師会
4	竹 内 孝 仁 委 員	男	日本自立支援介護・パワーリハ学会 会長
5	寺 澤 孝 興 委 員	男	川崎市歯科医師会 副会長
6	出 口 智 子 委 員	女	川崎市介護支援専門員連絡会 会長
7	成 田 哲 夫 委 員	男	川崎市老人福祉施設事業協会 会長
8	八 木 美智子 委 員	女	川崎市看護協会 常務理事
9	星 川 美代子 委 員	女	川崎市民生委員児童委員協議会 副会長
10	三津間 通 委 員	女	川崎市栄養士会 副会長

(五十音順)

川崎市一般介護予防事業「いこい元気広場事業」実施委託について

1 いこい元気広場事業について

内 容	介護予防教室（体操・講話）の実施
目 的	地域における介護予防の拠点であるいこいの家や老人福祉センター等において、広く介護予防を普及啓発し高齢者が要介護・要支援状態となることを防ぐことを目的とする。 また、事業参加者が、外出や運動などの習慣を身につけるとともに、仲間づくりや、地域で行われている様々な活動にも参加できるようになることを目指し、そのきっかけ作りとなるような通いの場として、事業を実施する。
対象者	市内に居住する 65 歳以上の高齢者。ただし、要介護 1～5 の認定を受けている方や、医師から運動を禁止されている方を除く。
実施期間	通年
実施回数	原則として毎週 1 回
実施時間	1 回につき、1 時間半程度
実施場所	各いこいの家大広間（市内 48 か所） 一部施設の交流スペース・老人福祉センター（いきいきセンター）等 計 56 か所
定 員	1 か所につき 20 名程度（実施場所により異なる場合有り）
参加期間	原則 6 か月間
利用料	無料

2 選定結果

別紙のとおり

3 変更点

- （1）事業者が所有する施設・その他施設での実施
- （2）卒業後の聞き取り調査を郵送による調査に変更（別途調査業者に委託）
- （3）お友達紹介キャンペーンの回数を 2 回から 1 回に変更
- （4）本事業に最後に参加してから 10 年以上経過した方の再参加を可能とする
- （5）参加開始月、5 か月後に体力測定を実施（以前はフレイル評価）

4 今後について

「いこいの家・老人福祉センター活性化計画（IRAP）」の中で、今後は他の公共施設や民間施設を、中学校区等の区域に捉われずに活用していくなどの手法により、いこいの家機能を広く展開していくこととしています。急速に進む高齢化に対応していくために、今後も実施教室を増設するなどして高齢者が利用できるよう環境整備に取り組みます。

令和6～8年度 いこい元気広場事業実施事業者

		実施事業者	教室名称			実施事業者	教室名称
川崎区	①	(株)明治スポーツプラザ	大師	高津区	⑨	東京体育機器(株)	子母口
			藤崎				末長
			殿町				梶ヶ谷
	②	医療法人 啓和会	大島	宮前区	⑩	(株)明治スポーツプラザ	高津
			京町				上作延
			渡田				東高津
			かわさき老人福祉センター				くじ
幸区	③	医療法人 啓和会	田島	多摩区	⑪	(株)明治スポーツプラザ	有馬
			小田				野川
			桜本				宮前老人福祉センター
	事	医療法人 啓和会	健康クラブFit				平
	④	(株)明治スポーツプラザ	御幸	川崎YMCA	⑫	(株)明治スポーツプラザ	白幡台
			南河原				鷺ヶ峰
			日吉				南菅
中原区	⑤	(株)明治スポーツプラザ	小倉	川崎YMCA	⑬	川崎YMCA	菅
			下平間				錦ヶ丘
			古市場				枳形
			河原町の陽だまり				長尾
	事	(株)明治スポーツプラザ	ザバススポーツクラブ川崎				中野島
	⑥	(株)明治スポーツプラザ	中丸子	川崎YMCA	⑭	川崎YMCA	登戸
			丸子多摩川				川崎YMCA会館
			西加瀬				麻生
麻生区	⑦	(株)明治スポーツプラザ	井田	(株)明治スポーツプラザ	⑮	(株)明治スポーツプラザ	王禅寺
			ごうじ				白山
			新城				岡上
	⑧	(株)明治スポーツプラザ	等々力	(株)明治スポーツプラザ	⑯	(株)明治スポーツプラザ	片平
			KOSUGI iHUG				千代ヶ丘
			生涯学習プラザ				百合丘

指定介護予防支援事業者の指定について

1 概要

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省省令第16号）第7条により、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けることができるようになりました。

なお、介護保険法においては、市町村長が指定介護予防支援事業者の指定を行うにあたっては、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないと定められています。（参考：下記2（3））

そうしたことを踏まえ、本市では、指定申請の前に内定申請の受付を行った上で、川崎市介護保険条例の規定に基づき、川崎市地域包括支援センター運営協議会にてお諮りした後に、指定申請の受付や指定手続きを行うこととしています。（参考：下記2（5）のとおり）

今回は、令和6年6月1日から8月1日までの指定についてお諮りするもので、内定申請のあった事業所は別紙のとおりです。

<今後のスケジュール（予定）>

地域包括支援センター運営協議会開催日	指定予定日
令和6年5月	令和6年6月1日、7月1日、8月1日
令和6年7月	令和6年9月1日、10月1日、11月1日、12月1日
令和6年11月	令和7年1月1日、2月1日、3月1日、4月1日
令和7年2月	令和7年5月1日、6月1日、7月1日、8月1日
令和7年7月	令和7年9月1日、10月1日、11月1日、12月1日
令和7年11月	令和8年1月1日、2月1日、3月1日、4月1日

※上記のうち、地域包括支援センター運営協議会の開催については現時点の予定であり、前後することがあります。

2 法的位置づけ・指定基準（参考）

（1）介護保険法第58条第1項

指定介護予防支援は、市町村長が指定する指定介護予防支援事業者によって行われる。

（2）介護保険法第115条の22第1項

指定介護予防支援事業者の指定は、地域包括支援センターの設置者又は指定居宅介護支援事業者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所ごとに行う。

【二重線の箇所は、令和6年4月1日付で改定】

（3）介護保険法第115条の22第4項

介護予防支援事業者の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

（4）介護保険法第115条の31

指定は6年ごとにその更新を行わなければ、その期間の経過によってその効力を失う。

（5）川崎市介護保険条例第5条の3

川崎市地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターの設置及び運営に関する事項、法第5条第3項に規定する施策の包括的な推進に関する事項並びに指定介護予防支援事業者の指定に関する事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。

【指定基準（概要）】

施設区分	地域包括支援センター		居宅介護支援事業者
人員基準	管理者	・事業所ごとに配置すること。 ・常勤専従であること。 ・管理に支障がない場合は、当該事業所の管理者以外の職務、又は<u>当該地域包括支援センター</u>の職務に従事可能	・事業所ごとに配置すること。 ・常勤専従であること。 ・管理に支障がない場合は、当該事業所の管理者以外の職務、又は<u>他の事業所</u>の職務に従事可能
	従業者	・事業所ごとに配置すること。 ・1人以上必要数の介護予防支援担当職員（①保健師、②介護支援専門員、③社会福祉士、④経験ある看護師、⑤高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事のいずれか）を置くこと。 ・当該地域包括支援センターの職員等と兼務可能	・1人以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置くこと。 ・居宅介護支援事業所の介護支援専門員と兼務可能
設備基準	設備及び備品等	・必要な広さの区画を有すること。 ・必要な設備及び備品等を備えること。	・左記と同様

※指定とは… 事業者あるいは施設が、法の定める施設・人員基準を満たしているか否かをチェックする確認行為で、行政の裁量権は狭く基準を満たしていれば指定を拒否することはできない。指定を受けることで介護保険制度の仕組みに乗ることができる。

※ 介護予防支援とは… 介護予防ケアマネジメントのこと。在宅の要支援者がサービスを適切に利用することができるよう、地域包括支援センターが介護予防サービス計画を作成し、サービス提供の確保のために連絡調整その他の便宜を行うこと。

資料別紙 2

(資料2別紙)

指定介護予防支援に係る内定申請のあった居宅介護支援事業所の一覧

(令和6年6月1日、7月1日、8月1日の指定予定分)

法人名	既に指定を受けている居宅介護支援事業所の事業所番号	既に指定を受けている居宅介護支援事業所の事業所名	事業所所在地	通常の実施地域	事業開始日 (居宅介護支援)	指定予定日 (介護予防支援)	人員配置		設備及び備品等	給付管理件数※	地域包括支援センターからの受託件数※
1 株式会社ランキュラス	1475203301	居宅介護支援事業所Tulip	川崎市中原区上丸子八幡町596メイアハート102号	川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、東京都大田区、目黒区 ※川崎区、高津区は一部地域	令和5年6月1日	令和6年7月1日	管理者 (主任介護支援専門員)	1名	・事務室 ・相談室 ・手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備 ・鍵付きの書庫	30	9
							介護支援専門員	1名			
2 合同会社 BLUE BLUE	1475004642	居宅介護支援事業所 BLUE BLUE	川崎市川崎区京町2-8-16	川崎区、幸区、中原区、横浜市鶴見区	令和6年4月1日	令和6年6月1日	管理者 (主任介護支援専門員)	1名		令和6年4月1日新規指定のため実績なし。	
							介護支援専門員	1名			
3 生活クラブ生活協同組合	1475100028	生活リハビリクラブ幸	川崎市幸区南幸町2-4-2 ビクセル川崎101	川崎区、幸区	平成11年9月1日	令和6年7月1日	管理者 (主任介護支援専門員)	1名		116	24
							介護支援専門員	5名			

※令和6年3月提供分の実績

指定介護予防支援事業者の対象拡大に伴う利用契約手続きの整理等について

1 指定介護予防支援事業者の対象拡大に伴う利用契約手続きの整理について

令和6年4月1日から施行される介護保険法（以下「法」といいます。）の一部改正により、市から指定を受けた居宅介護支援事業所が、介護予防支援を実施できることとなりました。

指定居宅介護支援事業所が、介護予防支援を実施するにあたって「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」の切り替え時に発生する利用契約手続きの漏れを防ぐため、次のとおり対応を整理しました。

(1) 介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所が行うことができる事業の範囲

要支援者に対するケアプラン作成業務については、「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」の2種類があり、どちらも、高齢者自身が地域における「自立した日常生活」を送れるよう支援するものである点では共通していますが、利用するサービスに応じて事業の種類や実施主体が異なります。今般の法改正により、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所が行うことができる事業の範囲は次表のとおりです。

利用するサービス	事業の種類	実施主体
介護予防サービス※ ¹ のみ	介護予防支援	地域包括支援センター※ ⁴ 又は介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所
介護予防・生活支援サービスと介護予防サービスを併用	介護予防支援	地域包括支援センター又は介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所
介護予防・生活支援サービス※ ² のみ	介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センターのみ

※1 介護予防サービス（法第8条の2）

○利用対象者

要支援1・2

○対象サービス

介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与等

※2 介護予防・生活支援サービス（法第115条の4第1項第1号）

○利用対象者

事業対象者※³、要支援1・2

○対象サービス

訪問型サービス、通所型サービス、短時間通所型サービス

※3 心身の状況、そのおかれている環境等から、要支援（要介護）状態となることを予防するための援助を行う必要があると「基本チェックリスト」の実施により該当した方

※4 指定居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから委託を受けて行う場合を含む。

(2) 利用契約手続きについて整理が必要な点

利用するサービスが月によって異なることで、次表の事例のとおり「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」の切り替えが発生し、ケアプラン作成業務の主体が変更となる場合に、都度、利用者との契約を結びなおすことにすると、利用者・事業所双方に負担が生じることや契約手続き漏れが生じる恐れが懸念されます。

	6 月	7 月	8 月
利用するサービス	訪問型サービス 福祉用具貸与	訪問型サービス	訪問型サービス 福祉用具貸与
事業の種類	介護予防支援	介護予防ケアマネジメント	介護予防支援
利用契約の主体	介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所	地域包括支援センター	介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所

(3) 月ごとに利用契約の主体が異なる場合の利用契約手続きに係る対応方針について

介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所が要支援者の受け入れを行うにあたっては、契約の時点において利用者、指定居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの三者において契約を行うことを推奨するものとします。

なお、この場合においても、利用するサービスの変更により、利用契約の主体が変更となる場合の居宅（介護予防）サービス計画作成依頼の届出については、従前どおり、利用契約の主体が都度本市に対して行うものとします。

2 令和6年6月度 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業の報酬改定について

(1) 改定の目的

令和6年度介護報酬改定（別紙1・2）に準じた介護職員の賃金のさらなるベースアップを実施するとともに事業所の事務負担軽減を図るため報酬単価及び報酬体系の見直しを行うものです。

(2) 改定の概要

国の報酬改定の趣旨を踏まえ、本市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業においても、同等の報酬単価の引き上げ及び通所型サービスにおける各種処遇改善関連加算の一本化を行い、市内総合事業提供事業所で働く介護職員の一層の処遇改善を図るものです。

サービス種類	改定内容
訪問型サービス（A3）	・国の加算率引き上げに合わせた報酬単価の引き上げ
通所型サービス（A6）	・国の加算率引き上げに合わせた報酬単価の引き上げ ・処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算を1つの加算項目に統合
短時間通所型サービス（A7）	・国の加算率引き上げに合わせた報酬単価の引き上げ

※1 単位数等詳細は後日川崎市ホームページにて、改定版サービスコード表を掲載。

※2 A3、A7のサービスにおける処遇改善加算については令和6年4月度における本市独自の改定として、既に3つの処遇改善関連加算を本体報酬化する改定を実施済み。

3. (1) ① 介護職員の処遇改善①

概要

【訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護現場で働く方々にとって、令和 6 年度に 2.5%、令和 7 年度に 2.0% のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
 - 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた 4 段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- ※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。【告示改正】

単位数

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に以下の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	介護職員等処遇改善加算			
	I	II	III	IV
訪問介護・夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%
訪問入浴介護★	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%
通所介護・地域密着型通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%
通所リハビリテーション★	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%
認知症対応型通所介護★	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%
小規模多機能型居宅介護★・看護小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%
認知症対応型共同生活介護★	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%
介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）★	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%
介護医療院・短期入所療養介護（介護医療院）★・短期入所療養介護（病院等）★	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%

(注) 令和 6 年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の 3 加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようにすることなどの激変緩和措置を講じる。

3. (1) ① 介護職員の処遇改善②

算定要件等

- 一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
- ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率(※)

既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

【24.5%】

I

新加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと。

- ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(訪問介護の場合、介護福祉士30%以上)

【22.4%】

II

新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。

- ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上
- ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】
- ・ ~~一ダル一ゴとの配分ルール~~【撤廃】

【18.2%】

III

新加算(Ⅳ)に加え、以下の要件を満たすこと。

- ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備

【14.5%】

IV

- ・ **新加算(Ⅳ)の1/2(7.2%)以上を月額賃金で配分**
- ・ 職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】
- ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等

対応する現行の加算等(※)

新加算の趣旨

- a. 処遇改善加算(Ⅰ)
【13.7%】
- b. 特定処遇加算(Ⅰ)
【6.3%】
- c. ベースアップ等支援加算
【2.4%】

事業所内の経験・
技能のある職員を
充実

- a. 処遇改善加算(Ⅰ)
【13.7%】
- b. 特定処遇加算(Ⅱ)
【4.2%】
- c. ベースアップ等支援加算
【2.4%】

総合的な職場環境
改善による職員の
定着促進

- a. 処遇改善加算(Ⅰ)
【13.7%】
- b. ベースアップ等支援加算
【2.4%】

資格や経験に応じ
た昇給の仕組みの
整備

- a. 処遇改善加算(Ⅱ)
【10.0%】
- b. ベースアップ等支援加算
【2.4%】

介護職員の基本的
な待遇改善・ベー
スアップ等

※：加算率は訪問介護のものを例として記載。

新加算(Ⅰ～Ⅳ)は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)

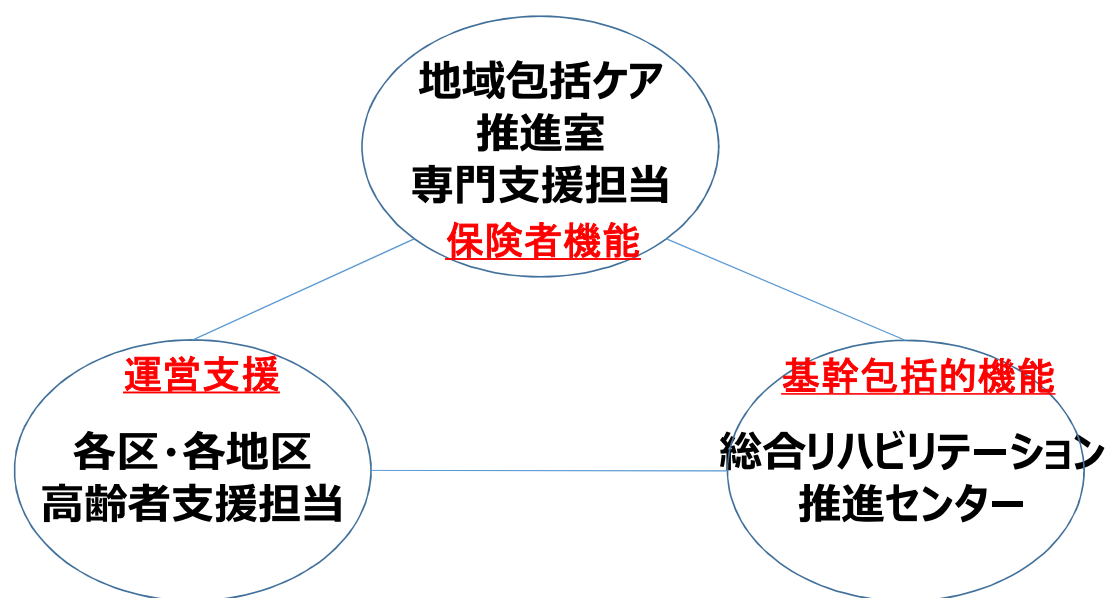


第9期かわさきいきいき長寿プラン 地域包括支援センターの体制整備

地域包括支援センター事業の運営体制（行政）



- 基本方針作成
- センターの体制整備
- 地域支援事業等の各種施策の企画・実行
- 地域包括支援センター運営協議会(市地域ケア推進会議)の運営
- 地域包括支援センターの事業評価
- 地域包括支援センター設置・運営法人との調整 等



- 高齢者の個別支援における連携や権限行使
- 区地域包括支援センター運営協議会(区地域ケア推進会議)の運営
- 地域包括支援センターの事業評価
- その他地域ケア会議等の地域包括支援センターの連絡調整 等

- 地域包括支援センターの支援、現状把握、調査・研究
- 相談機能等に関する現状把握、調査・研究
- 各種施策、制度所管課等との調整
- 人材育成
- 困難事例等に対する助言や地域ケア会議・事例検討等の企画支援(※地域ケアコーディネーターの活動) 等

地域包括支援センターの体制整備の方向性（第9期計画）



<体制整備等>

- 地域包括支援センターが期待されている役割を果たし、将来にわたって地域包括支援センターの相談機能を維持していくためには、第9期川崎いきいき長寿プランにおいて、職員の定着支援、柔軟な職員配置を可能とするための職員配置要件の見直し、適切な水準の委託料の設定等の対策を一体的に進め、着実な体制整備を図ることが求められる。
- センターの体制のあり方については、国による制度改正等を踏まえ、ランチ・サブセンターを活用した地域拠点との連携、総合相談業務の部分委託など、従前の配置基準による定数増以外の手法を含め、適切な相談体制を維持するための手法を講じることが必要。

<業務の平準化等>

- 第9期計画においては、令和5年度から着手しているセンター職員を対象とした研修の体系化と併せて、総合相談支援業務を始めとするセンターの各業務の実施状況を把握し、業務の標準化に向けたマニュアルを整備するなど、体系的な業務の標準化に取り組むことが必要。
- 上記の実施にあたっては、重複した報告など、事務の整理による負担軽減や、新任職員の教育面の負荷軽減についても留意する必要がある。

地域包括支援センターの体制整備に関する国の制度改正について



①居宅介護支援事業所への介護予防支援の指定範囲拡大

議題 1 1 で説明

②総合相談支援業務の一部委託

地域包括支援センターの体制整備のあり方について第 9 期計画中に検討予定であり、総合相談支援業務の一部委託の効果についても併せて検証します。
なお、本市では既に小規模多機能型居宅介護事業所等への生活支援コーディネーター配置により、既に同様の取組を進めています。（国のガイドブックに取組例として掲載）

③職員配置の柔軟化

- センターの 3 職種の配置基準については、配置現行の配置基準は存置しつつ、市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3 職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする

「3 職種に欠員が生じた場合の代替職員」の配置ルールを見直すことにより、同様の運用を可能とします。
欠員等により代替職員の配置が必要になる場合、あらかじめ地域包括ケア推進室地域包括支援担当（044-200-2681）までご一報ください。

- センターに置くべき常勤の職員について、地域包括支援センター運営協議会で必要と認める場合には、常勤換算方法によることができることとする。

「3 職種に欠員が生じた場合の代替職員」の配置ルールを見直すことにより、同様の運用を可能とします。
欠員等により代替職員の配置が必要になる場合、あらかじめ地域包括ケア推進室地域包括支援担当（044-200-2681）までご一報ください。

- 「主任介護支援専門員に準ずる者」の範囲について、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算 5 年以上である者」を追加する予定。

国の見直しに合わせた配置ルールとします。国の改正要綱が発出され次第、手続等についてお知らせします。
なお、既に上記要件による「主任介護支援専門員に準ずる者」の配置を検討されている場合、あらかじめ地域包括ケア推進室地域包括支援担当（044-200-2681）までご一報ください。

地域包括支援センターの体制に関する本市の見直し事項



代替職員配置要件の見直し

	勤務形態	雇用形態	資格	委託料の返還
三職種職員	常勤専従 または 常勤換算で1人以上	非正規職員も可	三職種	なし
	常勤換算で0.5人以上		三職種	病気休暇、産前産後休暇の場合返還なし ※育児休業、3職種欠員時の代替職員 212,500円/月
	上記以外			病気休暇、産前産後休暇の場合返還なし ※育児休業、3職種欠員時の代替職員462,500円/月
非常勤職員	非常勤専従		指定なし	なし
地域支援強化要員	常勤職員		ア 保健師 イ 介護支援専門員 ウ 社会福祉士 エ 経験ある看護師 オ 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事	なし
	上記以外		指定なし	212,500円/月

3職種に欠員が生じた場合の代替職員

(旧) 欠員になっている資格を有する職員配置が必要

(新) 代替職員として3職種のいずれかの資格を有する職員を代替職員として配置可

※市と事前協議・職員採用計画等(必要書類については、事前協議の内容に応じて決定。)の提出が必要。

※代替職員の配置期間中は少なくとも年に1回、職員の適正配置に向けた計画の提出と市との協議を実施する必要あり。))

例：社会福祉士1名、主任介護支援専門員0名、保健師2名(うち、1名が主任介護支援専門員の代替職員)

地域包括支援センターの体制に関する本市の見直し事項



産前産後休暇・育児休業

①産前産後休暇関係

(旧) 産前産後休暇取得期間中は、90日を超えて別の職員配置がない場合返還。

(新) 産前産後休暇取得期間中は、返還金なし

②育児休業関係

(旧) 育児休業中は、90日まで代替職員配置可。90日を超えて別の職員配置がない場合返還。

(新) 育児休業中は、満3歳まで代替職員配置可。代替職員の配置がある場合返還金なし

返還金の減額（職員採用関係）

- 適正な職員配置に向けた職員採用計画等（※）を市に届け出ている場合、未雇用の期間中の職員募集・採用に要した経費について、年間500千円を上限として、職員未雇用に関する返還額を減額。

(※) 法人で策定している職員採用関係の計画又は求人情報の掲載等の事実関係が確認できる資料（求人広告の写し等）

- 上記に加え、職員の配置がされた場合、採用等に要した経費について、三職種職員（常勤の代替職員を含む。）及び地域支援強化要員（常勤かつ所定の資格を有する職員に限る。）については、職員1名あたり年間1,500千円を上限として、地域支援強化要員（上記以外）、非常勤職員、3職種職員の代替職員（常勤の職員を除く。）については年間750千円を上限として、返還金を減額。

【参考】介護保険部会資料



令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会 介護保険制度の見直しに関する意見 【抜粋】

- ・ 介護予防支援について、地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定を拡大することが適当である。
- ・ 総合相談支援業務について、センターの専門性を活かした効果的な実施等の観点から、居宅介護支援事業所などの地域の拠点のランチやサブセンターとしての活用を推進することが適当である。
- ・ 総合相談支援業務はセンターが行う根幹の業務であることを踏まえ、質の確保に留意しつつ、センターの業務との一体性を確保した上で市町村から部分委託等を可能とすることが適当である。
- ・ これらの取組のほか、センターの業務に関し、標準化、重点化及びICTの活用を含め、業務の質を多確保しながら職員の負担軽減に資するような方策を検討することが適当である。
- ・ センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

【参考】柔軟な職員配置関係の国資料

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について（案）

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定**など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

（参考）「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月閣議決定）

地域包括支援センター（115条の46第1項）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、**地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。**その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

介護保険法施行規則の改正（案）

現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする**

注）市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



○ このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施

- ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする（介護保険法施行規則の改正（案））
- ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者」を追加（通知改正（案））